



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 5 月 1 日（木曜日） 第 607 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行

細則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課） 1

○建設業法施行細則の一部を改正する規則……………（管理課） 3

○宮崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（盛土対策課） 3

告 示

○保安林の指定施業要件の変更……………（自然環境課） 35

○土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防課） 35

○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………（ ” ） 35

公 告

○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………（農村整備課） 35

○県営土地改良事業の工事の完了……………（ ” ） 35

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第33号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成26年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第17号の2（第15条の2関係） 〔略〕 宮崎県知事 〔略〕	様式第17号の2（第15条の2関係） 〔略〕 保健所長 〔略〕

別記様式第22号を次のように改める。

様式第22号（第19条関係）

*市町村名
*受理年月日 年 月 日

障 害 者 手 帳 申 請 書

宮崎県知事 殿

私は、次の事項（○印）について申請します。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の
〔 新規交付 ・ 更新 ・ 障害等級変更 ・ 都道府県間の住所変更による手帳交付 〕
（申請項目を○で囲んでください。）

		申請日		年		月		日		
精神障害者 本人	フリガナ					生 年				
	氏 名					月 日	年 月 日			
	住 所	電 話 ()								
個 人 番 号										
添付書類 (○印)	医師の診断書（手帳用）【*】									
	年金証書等の写し (級) 【*】 ・ 同意書									
	特別障害給付金受給資格者証等の写し (級) 【*】 ・ 同意書									
	写真（縦4cm×横3cm）									
(【*】はマイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には添付不要)										
既存の手帳	*有効期限	年 月 末日		※手帳番号						
※以下は、精神障害者本人が18歳未満の場合記入										
家族等の 連絡先	フリガナ				本人との 続柄 (○印)	父 母 祖父 祖母				
	氏 名					その他 ()				
	住 所	□精神障害者本人と同じ								
		電 話 ()								
申請書を 提出した者	□精神障害者本人 □上記の家族等 ※左記以外の場合は以下に記入									
	フリガナ				本人との 関係					
	氏 名									
住 所		□精神障害者本人と同じ □上記の家族等と同じ								
		電 話 ()								

(注)

- 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し」が必要です。（ただし、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合には、添付は不要。）
- 2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給者資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 3 写真（縦4cm×横3cm）は、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したものであること。
- 4 ※の欄は記入しないでください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第25号（第20条関係） 〔略〕 申請者 氏 名 住 所 個人番号 現行の手帳番号 〔略〕	様式第25号（第20条関係） 〔略〕 精神障害者本人 氏 名 住 所 個人番号 現行の手帳番号 〔略〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第34号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和47年宮崎県規則第18号の2）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 省令第6条第2号（省令第13条第1項、 <u>第13条の2第10項</u> 及び <u>第13条の3第8項</u> において準用する場合を含む。）の規定により知事が定める許可申請書及びその添付書類並びに省令第11条（省令第13条第1項において準用する場合を含む。）において準用する省令第6条第2号の規定により知事が定める届出書及びその添付書類の部数は、正本1通及び副本2通とする。	第2条 省令第6条第2号（省令第13条第1項、 <u>第13条の2第11項</u> 及び <u>第13条の3第9項</u> において準用する場合を含む。）の規定により知事が定める許可申請書及びその添付書類並びに省令第11条（省令第13条第1項において準用する場合を含む。）において準用する省令第6条第2号の規定により知事が定める届出書及びその添付書類の部数は、正本1通及び副本2通とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和7年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

宮崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

（証明書及び許可証の様式）

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項（法第48条において準用する場合を含む。）及び第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の証明書は身分証明書（別記様式第1号）によるものとし、同条第2項の許可証は土地の試掘等の許可証（別記様式第2号）によるものとする。

（設計者の資格を証する書類）

第4条 省令第7条第1項第5号の資格を有する者であることを証する書類は、設計者の資格に関する申告書（別記様式第3号）によるものとする。

（土地の権利を有する者の同意を得たことを証する書類）

第5条 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号の全ての同意を得たことを証する書類は、権利者の同意書（別記様式第4号）によるものとする。

（住民への周知措置を証する書類）

第6条 省令第7条第1項第11号及び第2項第9号の措置を講じたことを証する書類は、周知措置報告書（別記様式第5号）によるものとする。

（工事の許可の申請書の添付書類）

第7条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに省令第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- （1） 申請に係る土地の登記事項証明書、権利者関係一覧表（別記様式第6号）及び公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。）の写し
- （2） 工事主の資力及び信用に関する申告書（別記様式第7号）及び工事主に係る主たる取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書
- （3） 工事主が法人の場合にあっては法人税の納税証明書、個人の場合にあっては所得税の納税証明書
- （4） 工事施行者の能力に関する申告書（別記様式第8号）及び工事施行者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（工事の協議）

第8条 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市（以下「都道府県等」という。）が宅地造成又は特定盛土等に関する工事について知事に協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第9号）に省令第7条第1項各号（第8号、第9号及び第12号を除く。）並びに第7条第1号及び第5号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により国又は都道府県等が土石の堆積に関する工事について知事に協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第10号）に省令第7条第2項各号（第6号、第7号及び第10号を除く。）並びに第7条第1号及び第5号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項に規定する協議書の提出があったときは、その内容を調査し、適当と認めるときは、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書（別記様式第11号）により当該協議者に通知するものとする。

（工事の軽微な変更の届出）

第9条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（別記様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（工事の変更協議）

第10条 法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定により国又は都道府県等が宅地造成又は特定盛土等に関する工事について知事に変更の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記様式第13号）に省令第7条第1項各号（第8号、第9号及び第12号を除く。）並びに第7条第1号及び第5号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して知事に提出しなければならない。

2 法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定により国又は都道府県等が土石の堆積に関する工事について知事に変更の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記様式第14号）に省令第7条第2項各号（第6号、第7号及び第10号を除く。）並びに第7条第1号及び第5号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して知事に提出しなければならない。

3 第8条第3項の規定は、前2項の変更協議について準用する。

（工事の定期の報告）

第11条 省令第48条第1項又は省令第78条第1項の報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第15号）によるものとする。

2 省令第48条第2項又は省令第78条第2項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記様式第16号）によるものとする。

（工事の変更届出）

第12条 法第21条第1項又は法第40条第1項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書（別記様式第17号）を知事に提出しなければならない。

（擁壁等に関する届出工事の変更届出）

第13条 法第21条第3項又は法第40条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出書（別記様式第18号）を知事に提出しなければならない。

（工事の着手届出）

第14条 法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事着手届出書（別記様式第19号）を知事に提出しなければならない。

（工事の中止等の届出）

第15条 法第12条第1項若しくは法第30条第1項の許可を受けた工事主、法第21条第1項若しくは法第40条第1項の規定による届出をした工事主又は法第21条第3項若しくは法第40条第3項の規定による届出をした者は、当該許可等に係る工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出書（別記様式第20号）を知事に提出しなければならない。

（工事許可等証明書の交付の申請）

第16条 省令第88条の書面の交付を受けようとする者は、宅地造成等に関する工事許可等証明申請書（別記様式第21号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

（表面）

第	号
身 分 証 明 書	
所 属 名	
役 職	
氏 名	
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 24 条第 1 項（第 48 条において準用する場合を含む。）又は第 43 条第 1 項の規定に基づき、測量、調査、土地の試掘等又は工事の状況検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
宮崎県知事	
有効期限	年 月 日
印	

注 縦 6 センチメートル、横 8 センチメートル

（裏面）

注 意 事 項
1 執務中は、常に本書を携帯しなければならない。
2 関係人の請求があった場合においては、本書を提示しなければならない。
3 本書を犯罪捜査のために使用してはならない。

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号

土地の試掘等の許可証

住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土地の試掘等を許可します。

目	的	
場	所	
期	間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

宮崎県知事

印

様式第 3 号 (第 4 条関係)

設計者の資格に関する申告書

設計者の住所			設計者の氏名 年 月 日生		
申告する資格 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 2 2 条 第 () 号に該当					
最 終 学 歴	学校名	技術士 () 部門 第 号		年 月 取得	
	学科名	一級建築士の資格 第 号 年 月 取得			
	卒業年月 年 月	昭和 3 7 年 3 月 2 9 日建設省告示 第 1 0 0 5 号による資格 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号 ☐ 第 4 号			
宅 地 造 成 等 に 関 す る 工 事 の 実 務 経 歴	勤務先の名称	工 事 名	職 務 内 容	期 間	期 間 合 計
				年 月 から (年 月) 年 月 まで	年 月
				年 月 から (年 月) 年 月 まで	
				年 月 から (年 月) 年 月 まで	
				年 月 から (年 月) 年 月 まで	
				年 月 から (年 月) 年 月 まで	
				年 月 から (年 月) 年 月 まで	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 卒業証明書等資格を有する者であることを証する書類を添付してください。

様式第 4 号（第 5 条関係）

権利者の同意書

工事主 様

工事主 の工事については、異議がないので同意します。

土地の所在 及び地番	地目	地積	所有者の 住所 氏名	同意 年月日 同意印	所有者以外の権利の 種類及び権利者の 住所及び氏名	同意 年月日 同意印
				・ ・	権利の種類	・ ・
				・ ・	権利の種類	・ ・
				・ ・	権利の種類	・ ・
				・ ・	権利の種類	・ ・
				・ ・	権利の種類	・ ・

注 1 一人ごとに同意書を取った場合は、同意印の欄に「別紙」と記入してください。

2 この用紙は権利の同意のみに使用してください。

3 1 欄一筆ごとに使用してください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

周知措置報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

工事主 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 11 条}
{第 29 条} の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は
土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたこ
とを報告します。

記

1	土地の所在地 及び地番	
2	周知措置の方法	☐ 説明会の開催 ☐ 書面の配布 ☐ 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
3	周知期間・ 説明会開催日時	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日 () 時 分から 時 分まで)
4	説明会開催場所	名 称 所 在 地
5	説明会参加者数	人
6	配布範囲・ 掲示場所	
7	住民からの意見 等	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

様式第 6 号（第 7 条関係）

権利者関係一覧表

物件の 種類	所在・地番	面積 (㎡)	権利の 種別	権利者の 氏名	同意の 有無	摘要
合計	関係権利者の総数			関係権利者の同意数		

- 注 1 物件の種類欄は、地目、建物、工作物等の種別を記入してください。
- 2 権利の種別欄は、登記事項証明書に記載された権利の別を記入してください。
- 3 同一物件に権利者が二人以上ある場合は摘要欄にその旨を記入してください。

様式第 7 号（第 7 条関係）

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申告者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 2 項第 2 号 }
第 30 条第 2 項第 2 号 } に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円			
法令による登録等	法令名 登録番号等 許可の日付又は有効期間					
従 業 員 数	人(うち土木建築関係技術者 人)					
前 年 度 事 業 量	千円	資 産 総 額	千円			
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 千円		事業税 千円			
主たる取引金融機関						
工事監理者住所氏名						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴 その他	
			歳	年		
宅地造成等工事施行経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面 積	許認可番号 年 月 日	着 工、 完了年月
				平 方 メートル	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				平 方 メートル	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了
				平 方 メートル	第 号 年 月 日	年 月着工 年 月完了

注 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入してください。

様式第 8 号（第 7 条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申告者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 2 項第 3 号 } に規定する工事施行者の能力について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数	事 務 人	技 術 人	労 務 人	計 人		
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 千円		事業税 千円			
主たる取引金融機関						
建設業法第 26 条による主任技術者住所氏名						
技術者略歴	住 所 氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他		
		歳	年			
宅地造成等工事施行経歴	注文主名	元 請 け、 下請けの別	工事施行場所	面 積	許 認 可 年 月 日	完了年月
				平 方 メートル	年 月 日	年 月
				平 方 メートル	年 月 日	年 月
				平 方 メートル	年 月 日	年 月
				平 方 メートル	年 月 日	年 月
				平 方 メートル	年 月 日	年 月

注 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入してください。

様式第 9 号（第 8 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

		年 月 日
宮崎県知事 殿		
		協議者 氏名
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 15 条第 1 項 第 34 条第 1 項} の規定により、協議を申し出ます。		
1 工 事 主 住 所 氏 名	住 所	
	氏 名	
2 設 計 者 住 所 氏 名	住 所	
	氏 名	
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	住 所	
	氏 名	
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 （代表地点の緯度経度）	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土 地 の 面 積	平方メートル	
6 工事着手前の土地利用状況		
7 工事完了後の土地利用		
8 盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9 土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無	
	(1) 盛土又は切土の高さ	メートル

工 事 の 概 要	(2) 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	(3) 盛土又は切土の土量	盛土		立方メートル	
		切土		立方メートル	
	(4) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(6) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				メートル	メートル
	(7) 崖面の保護の方法				
	(8) 崖面以外の地表面の 保護方法				
	(9) 工事中の危害防止の ための措置				
	(10) そ の 他 の 措 置				
	(11) 工事着手予定年月日	年 月 日			
	(12) 工事完了予定年月日	年 月 日			
	(13) 工 程 の 概 要				
11 そ の 他 必 要 な 事 項					
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 協 議 成 立 番 号 欄			
年 月 日		年 月 日			

第 号	第 号
係員氏名	係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、住所は、主たる事務所の所在地を、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	

様式第 10 号（第 8 条関係）

土石の堆積に関する工事の協議書

		年	月	日
宮崎県知事 殿				
協議者 氏名				
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 15 条第 1 項 第 34 条第 1 項 } の規定により、協議を申し出ます。				
1 工 事 主 住 所 氏 名	住 所			
	氏 名			
2 設 計 者 住 所 氏 名	住 所			
	氏 名			
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	住 所			
	氏 名			
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 （代表地点の緯度経度）	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5 土 地 の 面 積	平方メートル			
6 工 事 の 目 的				

7 工 事 の 概 要	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	(3) 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	(4) 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	(5) 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	(7) 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	(8) 雨量その他の地表水を有効に排除する措置		
	(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土石の流出を防止する措置		
	(10) 工事中の危害防止のための措置		
	(11) そ の 他 の 措 置		
(12) 工事着手予定年月日	年	月 日	
(13) 工事完了予定年月日	年	月 日	
(14) 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 協 議 成 立 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	

第 号	第 号
係員氏名	係員氏名
〔注意〕 ※印のある欄は記入しないでください。 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、住所は、主たる事務所の所在地を、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 欄 (9) は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	

様式第 11 号（第 8 条関係）

宅地造成等に関する工事の協議成立通知書

年 月 日		
殿		
宮崎県知事		印
年 月 日付け協議のあった宅地造成等に関する工事については、下記のとおり協議が成立したので宮崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 8 条第 3 項の規定により通知します。		
記		
協 議 成 立 番 号	第 号	
1 工事をする土地の所在地及び地番		
2 工 事 主 住 所 氏 名	住 所	
	氏 名	
3 施 行 す る 工 事 の 内 容	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積	
4 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
5 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
6 そ の 他		
〔注意〕		
1 協議をした内容を変更する場合は、変更協議が必要となります。		
2 宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第 1 項又は第34条第 1 項の規定により、協議成立をもって同法第12条第 1 項又は第30条第 1 項の許可があったものとみなします。		

様式第 12 号（第 9 条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 2 項
第 35 条第 2 項 } の規定により、下記の工事の変更について
届け出ます。

記

1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 土地の所在地及び地番

3 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

4 変更理由

様式第 13 号（第 10 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

		年 月 日
宮崎県知事 殿		
		協議者 氏名
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 3 項において準用する第 15 条第 1 項 第 35 条第 3 項において準用する第 34 条第 1 項} の 規定により、変更の協議を申し出ます。		
1 工 事 主 住 所 氏 名	住 所	
	氏 名	
2 設 計 者 住 所 氏 名	住 所	
	氏 名	
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	住 所	
	氏 名	
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土 地 の 面 積	平方メートル	
6 工事着手前の土地利用状況		
7 工事完了後の土地利用		
8 盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9 土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無	
(1) 盛土又は切土の高さ	メートル	

工 事 の 概 要	(2) 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	(3) 盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル			
		切土 立方メートル			
	(4) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(6) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				メートル	メートル
	(7) 崖面の保護の方法				
	(8) 崖面以外の地表面の 保護方法				
	(9) 工事中の危害防止の ための措置				
	(10) そ の 他 の 措 置				
	(11) 工事着手予定年月日	年 月 日			
(12) 工事完了予定年月日	年 月 日				
(13) 工 程 の 概 要					
11 そ の 他 必 要 な 事 項					
12 変 更 の 理 由					
13 協 議 成 立 番 号	第 号				

※受 付 欄	※決 裁 欄	※協 議 成 立 番 号 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、住所は、主たる事務所の所在地を、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第 14 号（第 10 条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

		年 月 日
宮崎県知事 殿		
		協議者 氏名
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 3 項において準用する第 15 条第 1 項 } の規定により、変更の協議を申し出ます。 第 35 条第 3 項において準用する第 34 条第 1 項		
1 工 事 主 住 所 氏 名	住 所	
	氏 名	
2 設 計 者 住 所 氏 名	住 所	
	氏 名	
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	住 所	
	氏 名	
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 （代表地点の緯度経度）	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土 地 の 面 積	平方メートル	
6 工 事 の 目 的		

7 工 事 の 概 要	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	(3) 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	(4) 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	(5) 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	(7) 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	(8) 雨量その他の地表水を有効に排除する措置		
	(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土石の流出を防止する措置		
	(10) 工事中の危害防止のための措置		
	(11) そ の 他 の 措 置		
(12) 工事着手予定年月日	年	月	日
(13) 工事完了予定年月日	年	月	日
(14) 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項		

9	変 更 の 理 由		
10	協 議 成 立 番 号	第 号	
※受	付 欄	※決	裁 欄
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、住所は、主たる事務所の所在地を、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄（9）は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第 15 号（第 11 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

工事主 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 19 条第 1 項
第 38 条第 1 項 } の規定により、宅地造成又は特定盛土等に
関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

工 事 の 概 要	(1) 工 事 が 施 行 さ れ る 土 地 の 所 在 地		
	(2) 工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
	(3) 許 可 年 月 日	年 月 日	
	(4) 許 可 番 号	第 号	
	(5) 前 回 の 報 告 年 月 日	年 月 日	
工 事 の 施 行 状 況 報 告	① 報 告 の 時 点 に お け る 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	盛土	メートル
		切土	メートル
	② 報 告 の 時 点 に お け る 盛 土 又 は 切 土 の 面 積	盛土	平方メートル
		切土	平方メートル
	③ 報 告 の 時 点 に お け る 盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
	④ 報 告 の 時 点 に お け る 擁 壁 等 に 関 す る 工 事 の 施 行 状 況		
	添 付 図 面 及 び 写 真		

注 1 (5)については、2回目以降の定期報告を行う場合にのみ記入してください。
2 ④の「擁壁等」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条第 1 項に規定する擁壁等をい
います。

様式第 16 号（第 11 条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

工事主 住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 19 条第 1 項
第 38 条第 1 項 } の規定により、土石の堆積に関する工事の
定期報告書について次のとおり届け出ます。

工事の概要	(1) 工 事 が 施 行 さ れ る 土 地 の 所 在 地	
	(2) 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	(3) 許 可 年 月 日	年 月 日
	(4) 許 可 番 号	第 号
	(5) 前 回 の 報 告 年 月 日	年 月 日
工事の 施行 状況 報告	① 報 告 の 時 点 に お け る 土 石 の 堆 積 の 高 さ	メートル
	② 報 告 の 時 点 に お け る 土 石 の 堆 積 の 面 積	平方メートル
	③ 報 告 の 時 点 に お け る 堆 積 さ れ て い る 土 石 の 土 量	立方メートル
	④ 前 回 の 報 告 の 時 点 か ら 新 た に 堆 積 さ れ た 土 石 の 土 量 及 び 除 去 さ れ た 土 石 の 土 量	新たに堆積された土石の土量 立方メートル 除去された土石の土量 立方メートル
	添 付 図 面 及 び 写 真	

注 1 (5)については、2回目以降の定期報告を行う場合にのみ記入してください。

2 ④について、該当の土量がゼロの場合は、「0」と記入してください。

様式第 17 号（第 12 条関係）

宅地造成等に関する工事の届出の変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により届け出た下記の工事につ
いて、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

最初に届け出た年月日	年 月 日
工事をしている土地の所在地 及び 地 番	
工事をしている土地の面積	平方メートル
変 更 事 項	
変 更 理 由	

様式第 18 号（第 13 条関係）

擁壁等に関する工事の届出の変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項} の規定により届け出た下記の工事
について、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	年 月 日
工 事 が 行 わ れ る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
行おうとする工事の種類及び内容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

様式第 19 号（第 14 条関係）

宅 地 造 成 等 に 関 す る 工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等に関する工事に着手したので、宮崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 14 条の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工事が施行される 土 地 の 所 在	
着 手 年 月 日	年 月 日

様式第 20 号（第 15 条関係）

宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所
氏名〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宮崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 15 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可（届出）年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
届 出 の 内 容	
理 由	
土地の所在地及び地番	
工事進捗状況及び 防 災 措 置	

様式第 21 号（第 16 条関係）

年 月 日

宅地造成等に関する工事許可等証明申請書

宮崎県知事 殿

申請者 住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、以下の内容について証明願います。

☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法（第 12 条第 1 項・第 16 条第 1 項・第 30 条第 1 項・第 35 条第 1 項）の規定に適合すること

☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法（第 12 条第 1 項・第 30 条第 1 項）に規定する許可を要しないこと

工事主の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
土地の所在地及び地番	
土地の面積	平方メートル
許可申請時における 工事完了後の土地利用	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号

注 1 証明を願い出る内容について ☒ を記し、該当する条文を○印で囲んでください。

2 位置図、土地の平面図及び土地の断面図、その他知事が必要と認める図書を添付してください。

上記申請のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

宮崎県知事



告 示

宮崎県告示第 265号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字山田丙 346－1・丙 348（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、丙 325－7

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 266号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成30年宮崎県告示第 298号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

。なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象 の 種 類
串 間 市	笠 祇 4	Ⅱ－1－4739	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年宮崎県告示第 299号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

。なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象 の 種 類
串 間 市	笠 祇 4	Ⅱ－1－4739	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、川南原土地改良区（川南町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和7年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和7年5月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
高 平	高鍋町	防災ダム整備事業	令和7年3月18日
染ヶ岡・ 鬼ヶ久保	高鍋町・ 川南町	畑地帯総合整備事業（担い手支援型）	令和7年3月25日

--	--